**○○○○○の会　会則（規約）**

参考例

広く市民の公益に資する活動を行うことが目的であること。

市民団体登録申請書の活動目的欄に転記する箇所。

（名称）

第１条　この会は、○○○○○の会（以下「本会」）という。

（目的）

第２条　本会は、○○○○○○○○○○○○ことを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　一般市民を対象にした、○○○○○○活動

・会の目的のにより、実情に応じて記入する。

・市民団体登録申請書の活動内容欄に転記する箇所。

　⑵　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　⑶　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　⑷　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○…

（組織）

第４条　本会は、目的に賛同する者により組織する。

（入退会）

第５条　本会へ入会又は退会する者は、代表者に申し出るものとする。

（役員）

第６条　本会を運営するため、次の役員を置く。

　⑴　代表者 ○人

　⑵　副代表 ○人

　⑶　会計 ○人

　⑷　書記 ○人

　⑸　…… ○人

（役員の選任）

第７条　役員は、○○○○により選任する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は（○月○日から）○年とし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第９条　役員の職務は、次のとおりとする。

　⑴　代表者は、この会を代表し、会務を総理する。

　⑵　副代表は、代表者を補佐する。

　⑶　会計は、本会の会計事務を処理する。

　⑷　書記は、本会の会議を記録し、必要な広報を行う。

　⑸　……は、○○○○○○を行う。

（会議）

第１０条　本会の会議は、役員会とする。

（役員会）

第１１条　代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的に（又は必要に応じて）役員会を開催する。

２　役員会は、代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

　⑴　事業の計画および実績に関すること

　⑵　収支予算および決算に関すること

　⑶　会則の改廃に関すること

　⑷　役員の選任に関すること

　⑸　会費に関すること

　⑹　その他会の重要事項

（入会金）

第１２条　本会の入会金は○○○円とし、会計へ納入する。

（差し替え文例：本会は入会金を徴収しない。）

（会費）

第１３条　本会の会費は○○○円/月とし、○か月毎（又は毎月）に会計へ納入する。

（差し替え文例：本会の会費は、事業を行う都度必要に応じて参加費を徴収する。）

（差し替え文例：本会は会費を徴収しない。）

（経費）

第１４条　本会の経費は、入会金、会費、参加費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第１５条　本会の会計年度は毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

附　則

この会則（又は規約）は、平成○○年○月○日から適用する。